

環境影響評価方法書の審査書

事業名		(仮称)新苫前風力発電事業
事業者名		株式会社ユーラスエナジーホールディングス
事業実施区域		北海道苫前郡苫前町上平 他 面積: 約162ha (北側エリア: 約58ha、南側エリア: 約104ha)
事業特性	事業の内容	<p>風力発電所設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電所出力: 20,000~34,000kW程度 ※既存の風力発電所「ユーラス苫前ウインドファーム」(1,000kW×20基)の更新 ・風力発電機の台数: 10基程度 ・風力発電機の概要 発電機出力: 2,000~3,400kW ブレード枚数: 3枚 ローター径: 約80~115m ハブ高: 80~100m 高さ: 120~160m
	工事の内容	<p>道路工事(約16ヶ月): 輸送路拡幅工事、仮設道路・管理用道路工事 造成・基礎工事(約19ヶ月): 風車組立作業ヤード造成工事、基礎工事 据付工事(約16ヶ月): 風力発電機据付工事(風車組立) 電気工事(約25ヶ月): 自営送電線工事、連系変電所工事 試運転(約4ヶ月) ※月数に冬期休工は除く。</p>
地域特性	大気質	苫前町では、大気汚染常時監視測定局は設置されておらず、大気質測定は実施されていない。また、大気質に係る苦情の発生状況は公表されていない。
	騒音・超低周波音	<p>苫前町では、一般環境騒音に係る調査は実施されていない。また、道路交通騒音、航空機騒音の測定地点は、対象事業実施区域及びその周囲には存在しない。</p> <p>なお、北海道全体の自動車騒音の環境基準の評価結果について、「北海道環境白書'14」(平成26年、北海道)によると、平成24年度は、評価対象となった住居16,685戸のうち、基準値以下の住居等は16,134戸(96.7%)であった。航空機騒音については対象事業実施区域から南東約90kmに位置する旭川空港周辺の4地点で測定が実施されており、全地点で環境基準を達成していた。苫前町では、騒音に係る苦情の発生状況は公表されていない。また、超低周波音に係る調査についても実施されていない。</p>
	振動	苫前町では、一般環境振動及び道路交通振動に係る調査は実施されていない。また、振動に係る苦情の発生状況は公表されていない。
	水質及び底質	苫前町では、公共用水域における健康項目及び生活環境項目についての、水質測定及び水質のダイオキシン類に係る調査は実施されていない。また、地下水の水質に係る調査及び水底の底質調査についても実施されていない。
地形・地質		<p>(1)地形の状況 留萌振興局管内の中南部は、海岸近くまで丘陵が迫る地形が多く、河川沿いに平坦地が分布する地形となっている。対象事業実施区域は、それらの丘陵地のさらに海側に位置しており、区域内には砂礫台地(下位)~砂礫台地(上位)が含まれる。</p> <p>(2)地質の状況 対象事業実施区域及びその周囲の主な地質は、砂岩・泥岩互層(第三期)、砂岩、礫・砂・粘土で構成されている。また、対象事業実施区域及びその周囲には、力屋断層がある。</p> <p>(3)重要な地形・地質 対象事業実施区域及びその周囲において、に掲載されている典型地形として、海成段丘である「羽幌」が指定されている。なお、対象事業実施区域及びその周囲において、重要地形はない。</p>

動物	<p>対象事業実施区域及びその周囲では、動物相として哺乳類21種、鳥類159種、爬虫類4種、両生類3種、昆虫類572種、魚類29種が確認されている。うち、重要な種として、哺乳類5種、鳥類21種、爬虫類0種、両生類3種、昆虫類21種、魚類4種がある。動物の重要な生息地は確認されなかった。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲では、ノスリの渡り経路が確認されている。道内では対象事業実施区域の北方に位置する宗谷岬がオオワシ、オジロワシの渡りの中継地として知られており、オオワシの秋季の渡り経路は、宗谷岬からオホーツク海沿岸を経た後、知床半島から国後島、択捉島方向に至ることが明らかにされているが、春の渡りやオジロワシの渡り経路についての詳細は明らかにされていない。</p> <p>なお、苫前町では平成20年、23年、25年及び26年に、現行の苫前町風力発電施設(苫前夕陽ヶ丘風力発電所・風来望)の周辺を対象として、対象事業実施区域から約10km北にあたる地点を定点とするセオドライト及びレーザー距離計を使った海ワシ類の追跡調査が実施されており、オジロワシ、オオワシの出現が累計で144例確認されている。また、道内におけるガン類、ハクチョウ類の主要な集結地として対象事業実施区域の北に位置するサロベツ湿原や、北東に位置するクッチャロ湖周辺に集結地が認められる。</p>
植物	<p>文献その他の資料により生育の情報が得られた植物は112科634種であった。このうち、重要種の選定基準に該当したのは20種であり、フクジュソウ、シラネアオイ等が挙げられる。</p> <p>対象事業実施区域のうち北側エリアは、そのほとんどが牧草地であり、その他、緑の多い住宅地が分布する。北側エリアの周囲には、谷部を中心にブナクラス域の自然林であるカシワ群落や、ブナクラス域の代償植生であるシラカンバーミズナラ群落などが分布している。また、北側エリアの海側の斜面は、国道拡幅時に大規模な切土法面が造成されており、現在は斜面上に二次草原であるオオヨモギ群落が多く分布している。対象事業実施区域のうち南側エリアは、主としてブナクラス域代償植生が分布しており、尾根上にはササ群落(V)が、斜面にはシラカンバーミズナラ群落が多く分布する。この他、トドマツやカラマツの植林の他、ブナクラス域自然植生のカシワ群落が分布する。南側エリアの周囲には、海沿いの斜面や谷部に自然草地やオオヨモギ・オオイタドリ群団等の海浜植物群落が、陸域の谷部にヨシクラス等の湿生草原やヤナギ高木群落等の湿地林が分布する。対象事業実施区域及び周辺では、重要な植物群落等の分布は認められなかった。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲では、巨樹・巨木林としてイチイが2箇所指定されている。</p>

生態系	<p>対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場として、カシワ群落等の自然林、自然草原、海浜植物群落などを抽出した。</p> <p>対象事業実施区域のうち北側エリアでは、台地地形の上に牧草地がほとんどを占めている。このことから、北側エリアは牧草地を基盤とした陸域の生態系が成立しているものと推測される。この生態系では、牧草やササ等の草本を生産者として、第一次消費者としてはチョウ類、バッタ類等の草食性の昆虫類や、エゾユキウサギ等の草食性の哺乳動物、ヒバリ等の草食性小型鳥類が、第二次消費者としてはトンボ類等の肉食性昆虫類が考えられる。これらを捕食する第三次・第四次消費者としては、ネズミ類等が存在し、さらにこれらを捕食する上位捕食者として、雑食性の哺乳類であるエゾタヌキの他、キタキツネ等の中型肉食哺乳類、ノスリ等の猛禽類が考えられる。</p> <p>対象事業実施区域のうち南側エリアでは、丘陵地地形に、シラカンバーミズナラ群落等の落葉広葉樹林とササ群落が主な植生となっている。トドマツやカラマツの植林地の他、山裾や谷筋には複数の沢も見られる。これらのことから、対象事業実施区域及びその周囲には、谷筋の沢を含む樹林環境及び草原環境を基盤とした陸域の生態系が成立しているものと推測される。この生態系では、ミズナラ、トドマツ等の木本や、ササ等の草本を生産者として、第一次消費者としてはチョウ類、バッタ類、カミキリムシ類等の草食性の昆虫類や、エゾユキウサギ等の草食性の哺乳類等が、第二次消費者としてはトンボ類等の肉食性昆虫類や、ニホンカナヘビ、エゾアカガエル等の爬虫両生類等が考えられる。これらを捕食する第三次・第四次消費者としては、ネズミ類、カラ類、キツツキ類等が存在し、さらにこれらを捕食する上位捕食者として、雑食性の哺乳類であるエゾタヌキの他、キタキツネ等の中型肉食哺乳類、ノスリ等の猛禽類が考えられる。</p> <p>また、谷筋の沢では、付着藻類や落葉を餌とする水生昆虫類や落葉を主な餌とするニホンザリガニを第一次消費者とし、それを捕食するやエゾサンショウウオの生息が考えられる。</p>
景観	<p>対象事業実施区域及びその周囲の景観資源としては、「苦前段丘」や「古丹別川中流」の2件が挙げられる。</p> <p>また、対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点としては、「とままえ夕陽ヶ丘ホワイトビーチ」及び「夫婦愛の鐘」の2件が挙げられる。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場としては、「苦前港」、「とままえ温泉ふわっと」、「とままえ夕陽ヶ丘ホワイトビーチ」等がある。</p>
廃棄物等	<p>苦前町には産業廃棄物の処理施設は存在しない。対象事業実施区域から約50km 圏内には、最終処分施設1箇所と中間処理施設7箇所が存在する。</p>
<p>その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)</p>	<p>対象事業実施区域は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設から4km離れて立地している。対象事業実施区域及びその周囲の主な集落は、対象事業実施区域の北側に位置する上平地区、南側に位置する力屋地区である。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺には、既設の同事業者の「苦前ウインドファーム」と他事業者の「苦前ウィンビラ発電所」が存在する。</p>

環境影響評価の項目	参考項目との差異	別紙参照
調査・予測・評価の手法	方法書第6章(P161～235)参照	
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見	住民意見の概要及び事業者見解:資料2-2-3参照 関係都道府県知事意見:資料2-2-4参照	
審査結果	環境審査顧問会風力部会の意見を聞いた上、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載する。	
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。	

環境影響評価の選定項目

環境要素の区分			影響要因の区分		工事の実施			土地または工作物の存在及び供用	
			大気	水	出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	窒素酸化物		○	○			
			粉じん等		○	○			
		騒音及び超低周波音	騒音		○	○			○
			超低周波音						○
	水環境	水質	水の濁り			×	○		
		底質	有害物質			×			
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					×	
		その他	風車の影						○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く)				○		○	
		海域に生息する動物				×	×		
	植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く)				○	○		
		海域に生育する植物				×	×		
生態系	地域を特徴づける生態系				○		○		
地域の景観保全及び人と自然との豊かな触れ合いの活動の場の確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			○		
環境への負荷低減	廃棄物等	産業廃棄物				○			
		残土				○			
一般環境中の放射性物質	放射線の量	放射線の量		×	×	×			

○：「改正主務省令」に記載のある参考項目であり、本事業による環境影響が想定されるため、環境要素として選定する項目

×：「改正主務省令」に記載のある参考項目であるが、参考項目に関する環境影響がないかまたは環境影響の程度が極めて小さいことが明らかであるか、対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかであるため、環境要素として選定しない項目